（別表３－５－①）

（別紙１）の設備又は施設の番号	

自然公園法第20条第３項の特例措置（法第14条第１項）関係

国立・国定公園名		
行為の種類		
場所		
行為地及びその付近の状況		
行為の内容	工作物の新築等	
	木竹の伐採	
	鉱物の掘採又は土石の採取	
	水位（水量）に増減を及ぼさせる行為	
	土地の形状変更等	
	関連行為の概要	
施行後の周辺の取扱		
予定日	着手	年　月　日
	完了	年　月　日
備考		

（注）１　「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記載すること。
なお、これらが再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙１と同じ」と記載すること。

２　「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

３　「工作物の新築等」欄には、工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩を記載すること。

４　「木竹の伐採」欄には、伐採樹種、伐採面積を記載すること。

５　「鉱物の掘採又は土石の採取」欄には、鉱物（土石）の種類、掘採（採取）方法、掘採（採取）量、掘採（採取）設備、掘採（採取）後の土地の形状を記載すること。

６　「水位（水量）に増減を及ぼさせる行為」欄には、水位（水量）の増減の及ぶ範囲、水位（水量）の増減の原因となる行為・設備等、水位（水量）の増減の内容を記載すること。

７　「土地の形状変更等」欄には、土地の形状を変更する面積、工事の方法、変更後の土地の形状を記載すること。

８　「関連行為の概要」欄には、支障となる動植物の除去、残土量とその処理方法、工事用仮工作物の設置等、当該行為に伴う行為の内容を具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

９　「施行後の周辺の取扱」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致景観の保護のために行う措置を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

10　「予定日」欄には、その記載事項が再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙１と同じ」と記載すること。

11　「備考」欄には、次の事項を記載すること。

ア　他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合にあっては、その手続の進捗状況

イ　土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合にあっては、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ　過去に自然公園法の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

（１）行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図

（２）行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）

（３）行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）

（４）行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1:1,000程度の修景図

（５）（１）から（４）までに掲げる図面について、整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。

（６）行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が１ヘクタール以上である場合、行為がその延長が２キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（自然公園法の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合又は行為が行為の場所若しくはその周辺の風致若しくは景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認められる場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類

①　行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質

②　行為により得られる自然的、社会経済的な効用

③　行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置

④　行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果

（７）その他、行為の施行方法の表示に必要な図面（構造図等）